

一般社団法人日本旅行業協会関東支部と一般社団法人東京バス協会との意見交換会

日時：令和7年7月30日(水)15時00分から

場所：銀座キャピタルホテル・カトレア

議事録

1. 開会

2. 挨拶(JATA 関東支部長、東バス協副会長)

3. 貸切バス運賃制度見直しについて(関東運輸局自動車交通部)

4. 議題

(1) 貸切バス事業の現状について(東京バス協会参加各社)

(2) 団体バス利用の現状等について(JATA 関東支部参加各社)

5. その他

6. 閉会

○意見交換会

会 場：銀座キャピタルホテル・ローズ

*17:30～19:00(1時間30分)

東京バス協会とJATAとの意見交換会・出席者 【2025/07/30(水)開催】

[JATA]

NO	JATA関東支部 役職	会社名	所属部署	役職	出席者名
1	支部長	東武トップツアーズ株式会社	営業統括本部	執行役員	足立 雅彦
2	副支部長	株式会社JTB	ツーリズム事業本部	常務執行役員	山田 仁二
3	副支部長	近畿日本ツーリスト株式会社	東日本支社長	執行役員	岩崎 友嗣
4		株式会社日本旅行	関東企画・仕入センター	マネージャー	小口裕司
5		株式会社日本旅行	関東企画・仕入センター	マネージャー	星 広一
6		株式会社日本旅行	関東企画・仕入センター	貸切バス担当	高橋悦子
7	国内旅行委員	東武トップツアーズ株式会社	国内旅行部 関東国内旅行センター	センター長	豊島 東彦
8		東武トップツアーズ株式会社	国内旅行部	専門部長	岡野 智茂
9	国内旅行委員	株式会社オリオンツアー	第二事業部	部長	岩橋 秀徳
10		株式会社オリオンツアー	第二事業部	係長	堀 達也
11		株式会社オリオンツアー	第二事業部	係長	守屋 龍太
12		株式会社オリオンツアー	第二事業部	主任	張替 将之
13		株式会社JTB	ツーリズム事業本部事業推進部国 内外海外政策チーム	担当マネージャー	落合 祥司
14		株式会社JTB	仕入商品事業部東日本仕入販売部	仕入企画担当課長	柳 博久
15	国内旅行委員	株ジャルパック	国内業務部	部長	小山 柏樹
16		株ジャルパック	国内仕入営業部 西日本グループ	グループ長	竹田 和弘
17		株ジャルパック	訪日旅行事業部 訪日手配商品グ ループ	マネージャー	翁村 もも子
18	国内旅行委員	京成トラベルサービス株式会社	営業部	課長	青柳大祐
19		京成トラベルサービス株式会社	営業部	営業部長	金澤 淳
20		京成トラベルサービス株式会社	営業部	バス仕入れ担当	横谷 達也
21		T-LIFEホールディングス株式会社	仕入部	部長	佐々木 俊二
22	国内旅行委員	T-LIFEホールディングス株式会社	仕入部	課長	間 貴信
23		T-LIFEホールディングス株式会社	仕入部バス部	係長	井上 徹
24	国内旅行委員	近畿日本ツーリスト	東日本仕入営業センター	支店長	竹山 友紀
25		近畿日本ツーリスト	団体サポートセンター	支店長	佐藤 慎哉
26	国内旅行委員	京王観光株式会社	仕入部	副部長	大場 豊
27		京王観光株式会社	仕入部	課長補佐	村野 克浩
28		京王観光株式会社	仕入部	課長補佐	上久保 彰
29	国内旅行委員	ビッグホリデー株式会社	グループ管理部	部長	小宮 史之
30		ビッグホリデー株式会社	企画旅行部	部長	松本 太郎
31		ビッグホリデー株式会社	東日本営業部 バス手配センター	サブマネージャー	池田 彩乃
32		株式会社農協観光	関東甲信越手配・仕入センター	センター長	鈴木 哲郎
33	国内旅行委員	名鉄観光サービス株式会社	関東仕入・手配	課長	原田 敬史
34		名鉄観光サービス株式会社	関東営業本部		押山 芳靖
35		(一社)日本旅行業協会	国内旅行推進部	副部長	飯島 馨
36	事務局	(一社)日本旅行業協会	関東事務局	事務局長	石川 元彦

■東京バス協会とJATA関東支部との意見交換会 事前アンケート

【意見交換会テーマ】東京都内発着「貸切バス利用」の現状と課題

◇事前アンケート（意見交換会での議論となった質問等）

1. バス運転者の労働時間等の改善基準告示、1年経過での影響と課題

[JATA会員より]

- ・バスを借り上げず公共交通機関を利用したり、翌日空港が絡む場合は徒歩圏内のホテルに宿泊させてバスを利用しないよう工夫している。【日本旅行】
- ・拘束時間の影響で手配に支障が出ている。募集ツアーでは見学地を減らし乗車地を絞っている。【京王観光】
- ・天災等により交通機関が停止してしまった際の緊急対応、特に空港や駅でのバスが乗務員の労働時間超過により運行不可能になった場合の対応について、バス協会としての見解、規制緩和の特例措置の検討についてお伺いしたい。【日本旅行】
- ・改定により、どの程度バス運転者の労働環境が改善され、バス業界全体での効果があったのか具体的に知りたい。【近畿日本ツーリスト】
- ・運転手確保や労働環境改善のための労働時間等改定だったと理解しているが、この改定による成果があれば共有いただきたい【ジャルパック】

⇒【東京バス協会より】

- ・緊急時の対応についてはバス協会としても全く同じ考え方を持っている。国土交通省・厚生労働省に対してはJATA連携にて継続して緩和措置の要望を行っていく。

2. 令和7年度の運賃・料金改正についての要望等

[JATA会員より]

- ・おおよそどの程度の運賃・料金アップが見込まれているのか現況を教えて頂きたい。【東武トップツアーズ】
- ・修学旅行以外の団体旅行も含め、経過措置の明確な基準を早急にご提示いただきたい。【日本旅行】
- ・新運賃の適用時期や経過措置に関する詳細な情報を早めに提供していただきたい。【日本旅行】
- ・2年ごとの改定についてはもう少し長いスパンまたは、予定改定幅を前回時に決めておくなど、社会情勢に合わせた料金改定を期待します。【近畿日本ツーリスト】
- ・値上げ率(上げ幅)、経過措置の有無 有りの場合の対象案件とその条件について早急に決定事項として告示してほしい。【T-LIFE】
- ・運賃・料金改正時の学校行事に関する経過措置は不要である。バス協で事前に広く周知活動を徹底し、改正日に一斉に変更する方が混乱がない。【京王観光】

⇒【東京バス協会より】

- ・改定内容については9月22日のワーキングで詳細決定の見込み。
以降、国土交通省→JATA経由で各社へ告示の予定
- ・経過措置については現時点では「宿泊を伴う修学旅行」に限定される見込み。

3. その他（確認したいこと等自由に記入ください）

[JATA会員より]

- ・バス協会から会員向けに通知された道路運送法の取り扱い(6月20日施行)についてです。有料道路代やガイド代の手数料に関する通達が、旅行会社には届いていないようです。旅行会社は既にバス会社と付帯契約を結んでおりますが、この状況に対してどのように対応すればよいか。【日本旅行】
- ・制度の解釈が旅行会社(観光庁)と、バス会社(運輸局)で相違があるため、営業区域の解釈に齟齬が生じているため、早急な是正を期待します。【近畿日本ツーリスト】

⇒【東京バス協会より】

- ・6月20日国土交通省自動車局発文書、6月27日JATA発文書の意味について8月5日に国土交通省と確認の予定、それを受け正確な内容の通知ができると考えています。

※参考資料:6月30日JATA発信文章

■その他、会議中に回答が難しい事柄については改めて東京バス協会から回答をいただくこととなった。

2025年6月30日

会員旅行会社 各位

一般社団法人 日本旅行業協会
国内旅行推進部

「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」（令和7年6月27日付け観観産第160号）の補足説明について

標記の件、令和7年6月27日付け通達「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」（以下「通達」という）に記載の通り、貸切バス事業者と旅行会社の手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて改正が行われました。（添付資料①②③参照）

つきましては、改正された内容に対する今後の貸切バスの運送申込対応について、下記の通り補足説明をさせていただきますので、ご確認の程よろしくお願ひいたします。

1. 「安全コスト」を割り込んでいないかの確認

通達（添付資料②）にある「貸切バス業者の安全コスト額については、不正競争防止法に基づく営業秘密として損害賠償や罰則の対象となるおそれがあるため、取引先の貸切バス業者から取得することができないよう、あわせて周知されたい。」については、添付の資料④にもある通り、当初より旅行会社は各貸切バス事業者の安全コスト額は経営にかかわる公表できないものと認識しており、旅行会社として安全コストを割り込んでいない旨の確認方法は、運送申込時に「運送申込書／運送引受書・乗車券」に添付の資料⑥（2024年7月8日JATA発信書面）の例1、例2、または適切な確認方法で、当該契約における手数料等を差し引いた後の旅行会社への請求金額が「安全コスト」を割り込んでいない旨の確認を貸切バス事業者へ依頼し、両者で確認を行う手法となることから、この手法により対応するよう案内をしております。

については、今回の通達発出後においても、これまで通り上記の確認を励行していただくことにより、万が一、取引した貸切バス事業者が本通達による行政処分を受けたとしても、旅行会社が行政処分を受けることはありません。

2. 駐車場代、有料道路代、昼食代、ガイド料などの対応

通達（添付資料②）「2. (3) 実費は運賃処理通達別紙2第6のとおり基本的には旅客が全額を負担するものであるが、駐車場代、有料道路代、昼食代、ガイド料など貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して貸切バス業者が旅行業者等に手数料を支払っている場合は、道路運送法第9条の2第1項の運賃料金変更事前届出違反に該当する。」とありますが、貸切バス事業者と旅行会社の間で契約を交わしている場合は、違反には該当しません。また、契約にあたっては、その金額、率の多寡にかかわらず必ず貸切バス事業者と旅行会社での契約を締結することとし、契約書面等の記録を保管して下さい。

3. 「安全コスト」の確認時及び手数料等の契約時の対応

「安全コスト」の確認及び手数料等の契約締結時における事実と異なる内容の書面の提出や、一方的な契約条件での締結を強要することが無いよう留意して下さい。

以上